




# NISHIMURA & ASAHI


2022年 第4四半期 (10-12月)



## ASIAN LEGAL UPDATE



インドネシア	1
フィリピン	2
シンガポール	4
タイ	6
ベトナム	7
インド	8



## 1. カーボンプライシング

インドネシアの環境林業大臣(以下「MOEFA」という。)は、長く待ち望まれた、2022年規則第21号(以下「MOEFA規則 21/2022」という。)を規定した。施行日は2022年10月20日である。MOEFA規則 21/2022は、インドネシアにおいてカーボンプライシングを実施するための実務ガイドラインを定めるものである。MOEFA規則 21/2022によれば、カーボンプライシングは、(a)炭素取引、(b)結果に基づく支払い、及び(c)炭素賦課金の方法により実施される。MOEFAはまた、科学技術の発展を考慮した別の仕組みを制定することもできるが、その場合には、関連する分野の所管省庁と連携しなければならない。

炭素取引について、MOEFA規則 21/2022は、2種類の取引スキームを認めている。1つは、その事業活動について、関連する分野の所管省庁により温室効果ガス(以下「GHG」という。)排出量の決められた上限が定められている企業に適用がある、排出量取引スキームである。もう1つは、GHG排出量上限が定められていない企業に適用がある排出量相殺スキームであり、かかる企業がMOEFAが定める認定プロセスを通過した気候変動を緩和する活動を行う場合に、一定の炭素クレジットの権利が与えられる。炭素クレジットは、他の企業に譲渡することができる(譲り受けた企業は、自らの超過排出量を相殺することが可能となる。)

炭素取引は、もっぱら、企業間で、同じ分野又は下位分野の間で行われるものとして設計されている。次の表は、分野及び下位分野の例を示したものである。

分野	下位分野
1. エネルギー	1. 発電
2. 廃棄物	2. 輸送
3. 工業プロセス及び製品の使用	3. 固形廃棄物
4. 農業	4. 液体廃棄物
5. 林業	5. 農業
	6. プランテーション
	7. 林業
	8. 泥炭及びマングローブの管理

異なる分野又は下位分野の間で炭素取引を行うことは許容されるが、一定の条件、例えば、取引に関する制限やMOEFAの事前承認を前提とする。2022年11月に、インドネシア証券取引所は、インドネシアにおける炭素取引を発展させるため、Indonesian Carbon Trade Associationとの間で、基本合意書に署名したと報じられた。

MOEFA規則 21/2022が定めるカーボンプライシングを完全に有効に実施するためには、依然として、更なる実施規則が必要であるが、かかる規則は、現時点ではまだ定められていない(今後(2023年及び2024年)、20を超える現在未決定の実施規則が定められると予想されており、その中には、排出量の上限及び割当、炭素クレジットの権利の証明、炭素クレジットの登録システム、並びにインドネシアの炭素取引の基盤についての細則が含まれる。)。また、現在までのところ、インドネシア政府は、炭素税制を効力あるものとして施行していない。2022年10月の現地報道によれば、炭素税制の施行は、2025年に延期されたとのことである。

## 2. オムニバス法の最新情報

2021年11月25日、憲法裁判所に対するオムニバス法の司法審査請求の結果、オムニバス法の成立は憲法に反するものであるとされ、憲法裁判所は、政府及び国会が2年以内にオムニバス法を「改正」しない場合、オムニバス法は違憲無効であると宣言した。憲法裁判所の決定を受け、インドネシア政府(以下「政府」という。)は、今後発生しうる世界的な経済危機を想定し、インドネシアの投資環境の安定を維持するための政府の取り組みとして、オムニバス法に代わる2022年政令第2号(以下「政令 2/2022」という。)を(2022年11月30日付で)制定した。

一般的な見解として、政令 2/2022は基本的に、オムニバス法に含まれているほとんどの条項を再度規定したものであるが、改善・修正された条項もある。また、政令 2/2022は、既存のオムニバス法の施行規則及びオムニバス法によって改正された関連法は全て、政令 2/2022と矛盾しない限り有効とし、オムニバス法の下で発行された全ての事業認可(免許、許可及び証明書)は、その期限が切れるまでは有効であると規定している。政令 2/2022は、国会で承認されれば、法律としての効力を有する。

## 1. 再生可能エネルギー資源の探索・開発への外資参入を認める法改正

2022年11月15日、エネルギー省(Department of Energy)により、2008年再生可能エネルギー法(Renewable Energy Act of 2008)の施行規則が改正され(以下「**再エネ施行規則改正**」という。)、完全外資企業が、一定の制限付きで、太陽光、風力、水力、海洋又は潮力エネルギーの探索、開発及び活用に参入することが可能となった。再エネ施行規則改正前は、当該事業はフィリピン人及びフィリピン人が60%以上を所有する企業にのみ認められていた。再エネ施行規則改正により当該要件が修正され、フィリピン政府がフィリピン人及び/若しくは外国人、又はフィリピン人及び/若しくは外国人が所有する企業又は団体との間に、再生可能エネルギーに関するサービス契約又は運用契約を締結することができるという新たな規定が追加された。その結果、外資企業(外国資本が40%を超えるフィリピン企業)は、フィリピン政府と再生可能エネルギーに関するサービス契約又は運用契約を締結することが可能となる。しかしながら、この改正は、太陽、風力、水力、海洋又は潮力エネルギーの探索、開発及び活用のみを対象とすることが明記されている。再エネ施行規則改正後も、水資源を発電に直接利用すること(水源から水を取得又は流用し、ダムで貯水すること)は、外国資本40%という憲法に基づく上限が適用され、フィリピン人及び60%以上をフィリピン人が所有する企業にのみ認められる。

## 2. 改正 BOT 法規則による民間部門のインセンティブ増加

建設・運営・譲渡法(Build-Operate-Transfer Law)(以下「**BOT 法**」という。 )には、政府機関が民間部門と官民連携(public-private partnerships)(以下「**PPP**」という。)を行うための法的枠組みが定められている。2022年3月、BOT法の施行規則(以下「**施行規則**」という。)が改正された。その数か月後、PPPセンターは、改正について再検討を行い、施行規則を再改正した(以下「**改正施行規則**」という。)。改正施行規則は、2022年10月12日に発効した。

以下では、改正施行規則における重要な改正事項を解説する。

- (i) 政府による重大な侵害行為(Material Adverse Government Action)(以下「**MAGA**」という。)の定義が広められ、行政機関、司法機関及び立法機関が、PPPにおける責任の対象となる。改正施行規則の前は、行政機関の規制行為並びに司法機関及び立法機関の行為は、MAGAの定義から除外されていた。
- (ii) 規制当局の行為又は決定を仲裁対象とすることを禁止する規定が削除された。これにより、民間部門のパートナーは、仲裁手続の当事者となることが可能となる。
- (iii) 規制当局がPPP契約上の料金、手数料、賃料又は使用料の初期調整又は調整案を後に不認可とする場合でも、民間部門のパートナーは、改正施行規則により、PPP契約の条件に従い政府部門のパートナーから差額を回収することが可能となる。規制当局が政府にとって不利又は不利益であるという事後決定を行った場合でも民間部門が利益を上げられることは、民間部門がPPPに参加するインセンティブとなる。
- (iv) 技術ワーキンググループ(technical working group)による初期評価を受けるという一方的提案に関する要件が削除され、投資調整委員会(Investment Coordination Committee)による直接評価を受けることが可能となる。

上記改正により、政府側の責任範囲が拡大され、官僚主義が緩和された。フィリピンにおいて、民間部門のPPP参入がさらに促進されることが期待される。

## 3. 通信事業者のSIMカード登録義務

2022年10月10日、加入者識別モジュール(SIM)登録法(Republic Act No. 11934, or the “Subscriber Identity Module (SIM) Registration Act)(以下「**SIM 登録法**」という。)が成立し、2022年10月22日に発効した。

現在では、全ての通信事業者は、SIMカードをディアクティブ化された状態でのみ販売する(又は小売店に販売させる)ことが求められる。エンドユーザーは、SIMカードをアクティブ化するために、SIM登録法に基づく登録手続を最初に完了させなければならない。アクティブ化されたSIMカードを既に保有しているエンドユーザーは、2023年4月までに当該SIMカードの登録を行うことが求められる。期限までに登録を行わない場合、当該SIMカードは、自動的にディアクティブ化される。エンドユーザーは、登録を行うことによりのみ、SIMカードをアクティブ化することができる。登録手続には、通信事業者に対し一定の個人情報(氏名、生年月日、住所、性別、ID番号等)を提供することが含まれる。通信事業者は、このような情報を含む独自のデータベースを管理することが求められる。また、重要な点として、通信事業者は、加害者の身元を確認することができない犯罪に使用された携帯電話番号

の捜査を支援するため、召喚状を受け、個人情報の提出を求められる可能性がある。

## 1. 会議の代替的措置の終了

法務省は、COVID-19(暫定措置)(会議の代替措置)命令(以下「**本件命令**」という。)の失効に伴い、暫定的な代替措置を2023年7月1日以降終了することを発表した。詳細は2023年初頭に発表される見込みである。その結果、企業は、1967年会社法及びその下位規則に従い、株主総会等の会議の開催手配を再開しなければならず、また、本件命令の失効日以降に行われる全ての上場会社の総会は、物理的開催の形態に戻らなければならない。

本件命令の失効日までの間、上場会社は、会計企業規制庁(ACRA)、シンガポール通貨庁(MAS)及びSGX RegCoが発行しているチェックリスト<sup>1</sup>(以下「**本件チェックリスト**」という。)及びSGX RegCoが発行したコラム<sup>2</sup>を、引き続き、株主総会の実施のために使用することができる。本件チェックリストと本件命令、及びその他の適用される法規制に従って、会議の全部又は一部を電子的方法で招集、開催又は実施することができ、株主と役員(又はその代理人)は電子的方法で遠隔地から議決権を行使することができる。

SGX RegCoによれば、ACRAとMASは、本件命令の失効後の電子的方法による株主総会実施に関する法改正に向けて動いているとのことであり、SGX RegCoは、MASと緊密に連携して、上場会社がハイブリッド形式で会議実施も選択できるようになるためのガイダンスを発行する予定である。

## 2. 戦略的経済優先人材制度の導入

2022年12月13日より、「戦略的経済優先人材(M-SEP)制度」が開始した。M-SEP制度では、対象となる企業は、現行の外国人労働者比率上限(DRC)及びSパスSub-DRCを超えるSパス及びワークパーミットを保有する者を一時的に雇用することができる。DRCとは、特定のセクターの企業が雇用を許可される全労働力に対する外国人労働者の上限比率をいう。対象となる企業は、(1)シンガポールのハブ戦略を支える投資の促進、技術革新や研究開発の促進、国際化の促進等、主要経済優先課題・イニシアティブのいずれかに参加し、(2)現地の人々の雇用やトレーニングにコミットしなければならない。対象となる企業は、1社あたり50人を上限に、基礎となる従業員数の5%増までSパスとワークパーミットを保有する外国人労働者の枠を追加することができる。M-SEP制度による外国人労働者の追加枠は、登録後2年間継続され、その後、企業が更新条件を満たす場合に更新が可能である。

## 3. ノミニー株主名簿の維持及び名簿記載の実質的支配者の特定

2022年1月10日に2022年企業登録(雑則改正)法が成立し、2022年10月4日に施行されたことを受け、ACRAは、(a)会社のノミニー株主(Nominee Shareholders)名簿に関する新しいガイダンス及び外国会社のノミニー株主名簿に関するガイダンスの要件を実施し、(b)会社の実質的支配者名簿(Register of Controllers)に関するガイダンス、外国会社の実質的支配者名簿に関するガイダンス及び有限責任パートナーシップ(LLP)の実質的支配者名簿に関するガイダンス等を更新した。これらは、シンガポールのコーポレートガバナンス体制を強化し、マネーロンダリング、テロ資金供与、国際金融システムの健全性に対するその他の脅威と闘うというシンガポール政府のコミットメントの再確認を目的としている。

内国会社及び外国会社は、管轄当局又は指定する申請代理人(filing agent)の管轄当局にノミニー株主名簿を維持することが義務付けられた。ノミニー株主名簿には、会社のノミニー株主に関する必要な情報を記載する必要があり、2022年12月5日までに登録する必要がある。なお、ノミニー株主名簿は、その内容を含め、一般に公開されることはない(会社の株主や監査人にも公開されない)。

対象企業に対する重要な利害関係又は重要な支配力を持つ実質的支配者を実質的支配者名簿に記載できない企業及びLLPは、「業務上の支配力(executive control)」を持つ個人を名簿記載対象の実質的支配者として特定

<sup>1</sup> <https://www.sgxgroup.com/media-centre/20220204-guidance-conduct-general-meetings-amid-evolving-covid-19-situation>

<sup>2</sup> <https://www.sgxgroup.com/media-centre/20211216-regulators-column-what-sgx-regco-expects-conduct-general-meetings-amid>

することが義務付けられた。「業務執行支配力(executive control)」を有する取締役及び最高経営責任者(CEO)は、名簿記載対象の実質的支配者として特定されなければならない。LLP の場合、業務執行支配力を持つパートナーは、名簿記載対象の実質的支配者として特定されなければならない。これまで実質的支配者を実質的支配者名簿に記載できなかった企業や LLP は、2022 年 12 月 5 日までに、既存の実質的支配者名簿に業務執行支配力を持つ個人に関する必要な情報を記録することが求められている。また、企業の実質的支配者名簿が更新された場合、2 営業日以内に当該情報を ACRA の中央登録簿に登録しなければならない。

## 1. 非公開会社に関連する民商法典の改正

2022年11月8日に「民商法典改正法第23号 B.E.2565(2022年)」(以下「改正法」という。)が官報に掲載され、2023年2月7日より施行される。タイにおける事業の円滑化を図るため、この改正法により、主として、非公開会社及びパートナーシップの設立と運営、並びに非公開会社の合併に関する規定が改正される。改正法では、非公開会社の発起人の必要最低人数が3名から2名に減少する。また、株主総会の決議を行うにあたり、株主又はその代理人2名以上が株主総会に出席しなければならないとされている。さらに、配当金の支払いにつき、配当に関連する株主総会又は取締役会の決議から1ヶ月以内にこれを完了しなければならない。この改正法により、非公開会社の合併に関する章が全面的に改正され、合併後に一方の会社が存続し、他方の会社が消滅する形の新たな種類の合併が導入される。

## 2. 個人情報に係る違反の取扱いに関する基準及び手続き

個人情報保護委員会(以下「PDPC」という。)は、個人情報保護法 B.E.2562(2019年)(以下「PDPA」という。)に基づき、2022年12月15日に「個人情報に係る違反の取扱いに関する基準及び手続きについての通達 B.E.2565(2022年)」(以下「通達」という。)を発出し、同日に施行した。この通達により、個人情報に係る違反が発生した際にデータ管理者において PDPC 事務局又はデータ主体に対して報告義務が生じる場合の基準、違反の認識後にデータ管理者に求められる手続き(PDPC への72時間以内の違反報告など)、データ管理者が PDPC へ提供しなければならない情報(違反の概要、データ主体に対する潜在的影響、当該違反を防止又は軽減するための措置など)が定められている。また、データ管理者は、個人情報に係る違反が人の権利や自由に影響を及ぼすリスクが高い場合、影響を被ったデータ主体に対しても当該違反を通知する義務を負う。この点、通達により、違反の性質や種類、違反に関係する個人情報の性質や種類、違反に関係する個人情報の量など、リスクの評価においてデータ管理者が考慮しなければならない要因が定められている。

## 3. 酒類の製造に係る規制緩和

2022年11月2日、従前の「酒類の製造許可に関する省令 B.E.2560(2017年)」に代わり、「酒類製造に関する省令 B.E.2565(2022年)」(以下「省令」という。)が施行された。この省令により、ビール製造者に対する最低登録資本金の要件や、瓶ビールを醸造するパブ及び醸造施設に対する生産能力の要件など、タイにおける酒類の製造に関する要件や制限が取り消された。もっとも、この省令では、特定の種類の酒類の製造につき、環境法令に基づく環境影響評価の実施義務や、物品税局が定める基準を満たす機械の使用義務などの新たな要件が課されている。また、この省令により、物品税局からの許可の取得と年間200リットルを超えない生産能力を条件とした非商業目的の酒類の製造が認められている。さらに、省令に基づき中規模の蒸留酒製造施設(5馬力超50馬力未満の機械、又は、7人超50人未満の従業員を有する蒸留酒製造施設)が認められるようになり、これによって地域の酒類製造者の生産能力向上が期待される。

## 4. 大麻の販売に関する制限

2022年11月23日、保健省は、2022年6月16日付の保健省通達に代わり、「規制ハーブ(大麻)に関する通達 B.E.2565」(以下「通達」という。)を発行し、翌日に施行した。この通達により、(大麻全体ではなく)大麻の花に限り規制ハーブとして指定されている。今回の通達では、規制の中でもとりわけ、大麻を販売するにあたり如何なる者も保健省のライセンスを取得することなどが義務付けられている。ライセンス取得者は、通達に定められる義務及び禁止事項の対象となり、大麻の出所、販売状況及び保管量に関する情報を所定の用紙を用いて登記官に報告することが義務付けられることに加えて、自動販売機、電子的方法又はコンピューターネットワークを介した大麻又は大麻加工品の販売は禁止される。

## 1. 改正マネーロンダリング防止法(第 14/2022/QH15 号)の成立

2022 年 11 月 15 日、改正マネーロンダリング防止法(以下「**改正法**」という。)が成立し、2023 年 3 月 1 日に施行されることとなった。改正法は、マネーロンダリング防止法(第 07/2012/QH13 号)(以下「**旧法**」という。)に代わるものであり、主な条項は以下のとおりである。

- (i) **顧客識別情報**: 旧法は、報告義務対象者である金融機関等に対し、一定の場合に顧客識別情報の取得・管理を義務付けていたが、改正法は、顧客を国籍別、居住地別に細かく区分し、①ベトナム国籍のみの者、②外国国籍を有し、かつ、ベトナム国内に居住する者、③外国国籍を有し、ベトナム国外に居住する者、④2 つの国籍を有する者、⑤国籍を有しない者、のどれかに分類することを義務付けている。また、顧客識別情報として事業所の許可番号、企業コード、税コード(存在する場合)、取締役・部長、総務課主任者・総務課主任者等の情報も追加された。
- (ii) **マネーロンダリングのリスクレベルによる顧客分類**: 改正法では、顧客は、旧法に規定されていた高リスク顧客・低リスク顧客に加え、中リスク顧客も加えた三種類の分類となった。
- (iii) **法的取引に関する情報の透明性の確保**: 改正法において、法的取引の受託者は、付与者、受託者、受益者、信託を支配する個人、及び関連当事者の顧客識別情報を収集し、更新しなければならない。また、顧客識別情報は、受託者が信託業務を行わなくなった日から少なくとも 5 年間保管しなければならない。また、要請があった場合、監督官庁及び他の機関に提供しなければならない。
- (iv) **疑わしい取引**: 改正法では、銀行、生命保険、証券、賞品のあるゲーム、不動産事業等の事業において疑わしい取引の要件が追加され、新たに支払仲介サービスが規制される。

## 2. 太陽光発電・風力発電の買取価格幅の決定方法に関する通達(第 15/2022/TT-BCT 号)(以下「**通達 15 号**」という。)

2022 年 10 月 3 日、通達 15 号が成立し、2022 年 11 月 25 日に施行された。通達 15 号は、旧電力政策と新電力政策の移行期に遂行されていたプロジェクトの買取価格に関するものであり、主な条項は以下のとおりである。

- (i) **適用対象のプロジェクト**(以下「**対象プロジェクト**」という。): 通達 15 号は、ベトナム電力(EVN)との間で、太陽光発電プロジェクト及び風力発電プロジェクトとしてそれぞれ 2021 年 1 月 1 日及び 2021 年 11 月 1 日以前に電力購入契約を全部又は一部締結されたが、決定第 13/2020/QD-TTg 号及び決定第 39/2018/QD-TTg 号によって規定される優先的固定価格買取制度の対象とならなかったものに適用される。
- (ii) **買取価格の決定**: 原則として、対象プロジェクトの買取価格幅は、最低 0VND/kWh から、発電所の種類に応じて定められた上限までの価格幅があり、その額は通達 15 号に定める算式に従って計算される。
- (iii) **買取価格の決定手続**: 対象プロジェクトの投資家は、通達 15 号の施行日から 15 日以内に、当該プロジェクトのフィージビリティ・スタディ報告書又は技術設計書を EVN に提出する必要がある。この一式文書に基づき、EVN は、2022 年 11 月 25 日から 45 日以内にベトナム電力規制当局が査定する価格幅を設定するものとする。ベトナム電力規制当局は、EVN からの一式文書を受領後 45 日以内に価格幅を査定し、経済産業大臣に提出し、ベトナムの産業通商電気規制当局のウェブサイト上で公表するものとする。

## 3. 外国からの借入れ及び返済に対する外国為替管理に関する通達(第 12/2022/TT-NHNN 号)(以下「**通達 12 号**」という。)

2022 年 9 月 30 日、ベトナム国立銀行(以下「**SBV**」という。)は通達 12 号を公布し、2022 年 11 月 15 日に施行された。これは、通達第 03/2016/TT-NHNN (以下「**通達 03 号**」という。)に代わるものであり、重要な変更点(一部)は以下のとおりである。

- (i) **短期外国ローンの SBV に対する登録期限の延長**: ベトナム法上、短期外国ローンは、(a)元本返済期間が延長され、貸付期間の総額が 1 年を超える場合、又は(b)返済期間は延長されていないが、貸付残高が最初の貸付実行の 1 年目に残っている場合(当該 1 年目から 30 営業日以内に貸付金が全額返済される場合を除く。)、SBV に登録されなければならないが、その登録期限が、当該ローンの貸付日から 1 年経過した日から起算して、通達 03 号で定められていた 30 営業日から、60 営業日に延長された。
- (ii) **外国ローンの登録義務の免除**: 通達 12 号は、(a)外国ローン契約で定められた利息及び費用の決定方法に変更がない場合における、その支払計画の変更、(b)登録された外貨による 100 通貨単位の範囲内の貸付実行額、元本の返済及び費用の変更、及び(c)登録された金額より少額の貸付実行額への変更又は元本返済額の変更、の場合には、外国ローンの変更の登録義務が免除される旨定めている。



## 1. 新規上場申請時の開示事項の拡大

インド証券取引委員会(SEBI: Securities and Exchange Board of India)は、2022年11月21日、2018年SEBI(資本の発行及び開示要件)規則を改正し、以下の事項を含むIPO(新規上場)における発行体の開示事項を追加した。

- (i) KPI(重要業績評価指数)に関する事項
  - ・ 発行体の監査委員会及び会計監査人から承認を得たKPIを設定していること
  - ・ 発行体の事業に関するKPIで、公募価格に関連しかつ重要なものを設定していること
  - ・ 発行体とその競合他社(比較可能な企業規模であり、同業界で類似したビジネスモデルを採用しているインド国内外の上場企業)との間のKPIの比較
- (ii) 発行体の独立取締役委員会による、発行体の財務状況やKPIに鑑み想定発行価格の価格幅が正当であるとの推薦
- (iii) 上場前に行われた一定の基準を満たす新株発行や株式譲渡に関する1株あたりの価格等の取引情報

インドでは、上場直近3年間の営業利益が赤字のままIPOをするテック企業が増加していることを受け、代替的な開示指標の必要性が高まったことが、この規則改正につながったとされる。

## 2. 上場企業における独立取締役の選解任要件の緩和

SEBIは、2022年11月14日、2015年SEBI(上場時の義務及び開示要件)規則を改正し、上場企業における独立取締役の選解任要件を緩和した。これまで、上場企業における独立取締役の選任、重任、解任は、いずれも株主総会の特別決議(出席株主の4分の3以上の賛成)が必要とされていたが、この規則改正によって、以下の例外が認められるようになった。

- (i) 独立取締役の選任又は重任に関して特別決議による承認が得られなかった場合であっても、(a)当該選任議案に対する賛成票が反対票を上回り、かつ(b)当該選任議案に対する一般株主(定義後述)の賛成票がその反対票を上回った場合、当該選任議案は承認されたものとみなされる。
- (ii) 上記(i)の手続きによって独立取締役が選任又は重任された場合、(a)当該独立取締役の解任議案に対する賛成票が反対票を上回り、かつ(b)当該解任議案に対する一般株主の賛成票がその反対票を上回った場合にのみ、当該独立取締役を解任することができる。

インドの上場企業の一部は、上場後もプロモーターによる持株比率が高く、一般株主(概要、プロモーター又はそのグループに属さない株主)の利益保護が不十分との問題がある。この規則改正によって、独立取締役選解任について一般株主の意向が反映されやすくなることが期待される。

## 3. 2022年E-waste(管理)規則の制定

インド環境森林気候変動省(MoEFCC: Ministry of Environment, Forest and Climate Change)は、2022年11月2日、旧規則を廃止し、新たに2022年E-waste(管理)規則を制定して対象製品を大幅に拡大し、ほぼ全ての電気電子機器(electrical and electronic equipment)が規制適用対象となった。施行は2023年4月1日である。

電気電子機器の製造、販売、譲渡、処理等に関連する製造業者、生産業者、解体業者、修理業者、リサイクル業者が負う義務には、概要以下が含まれる。

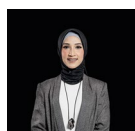
- (i) ポータルサイトへの登録義務
- (ii) 所定書式に沿った年次報告書及び四半期報告書の提出
- (iii) 電気電子機器廃棄物の販売、移転、保管に関する記録の保持

規則違反には、罰金の制裁が定められており、違反が継続する場合は7年以下の懲役に処される可能性がある。

## 編集者

鈴木 多恵子(パートナー、東京事務所)  
杉谷 真(アソシエイト、東京事務所)  
田中 栄里花(アソシエイト、ハノイ事務所)  
松山 真梨(アソシエイト、東京事務所)

## Contacts



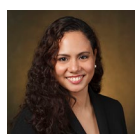
**インドネシア**  
ミリアム・アンドレータ  
提携事務所パートナー,  
Walalangi & Partners  
[Mandreta@wplaws.com](mailto:Mandreta@wplaws.com)



**インドネシア**  
ハンス・アディトラ・クルニアワン  
提携事務所パートナー  
Walalangi & Partners  
[hadiputra@wplaws.com](mailto:hadiputra@wplaws.com)



**インドネシア(和文監修者)**  
吉本 祐介  
インドネシアプラクティスパート  
ナー, 東京事務所  
[y.yoshimoto@nishimura.com](mailto:y.yoshimoto@nishimura.com)



**フィリピン**  
ミシェル・マリエ・F・ヴィラリカ  
カウンセラー, シンガポール事務  
所  
[m.villarica@nishimura.com](mailto:m.villarica@nishimura.com)



**フィリピン**  
ステフィ・サリス  
アソシエイト, シンガポール事務  
所  
[s.sales@nishimura.com](mailto:s.sales@nishimura.com)



**フィリピン(和文監修者)**  
佐藤 正孝  
パートナー, シンガポール事務所  
[m.sato@nishimura.com](mailto:m.sato@nishimura.com)



**シンガポール**  
メリッサ・タン  
アライアンス事務所ダイレク  
ター, Bayfront Law  
[melissa.tan@bayfrontlaw.sg](mailto:melissa.tan@bayfrontlaw.sg)



**シンガポール**  
チン・スーシアン  
アライアンス事務所アソシエイト,  
Bayfront Law  
[suxian.chin@bayfrontlaw.sg](mailto:suxian.chin@bayfrontlaw.sg)



**シンガポール(和文監修者)**  
吉本 智郎  
パートナー, シンガポール事務所  
[t.yoshimoto@nishimura.com](mailto:t.yoshimoto@nishimura.com)



**タイ**  
ジラポン・スリワット  
パートナー, バンコク事務所  
共同代表  
[j.sriwat@nishimura.com](mailto:j.sriwat@nishimura.com)



**タイ**  
アビンヤー・サーンティカセーム  
パートナー, バンコク事務所  
[a.samtikasem@nishimura.com](mailto:a.samtikasem@nishimura.com)



**タイ(和文監修者)**  
下向 智子  
パートナー, バンコク事務所  
[t.shimomukai@nishimura.com](mailto:t.shimomukai@nishimura.com)



**ベトナム**  
ヴ・レ・バン  
パートナー, ホーチミン事務所  
共同代表  
[v.l.bang@nishimura.com](mailto:v.l.bang@nishimura.com)



**ベトナム**  
グエン・テイ・タン・フォン  
パートナー, ハノイ事務所  
[n.t.t.huong@nishimura.com](mailto:n.t.t.huong@nishimura.com)



**ベトナム(和文監修者)**  
廣澤 太郎  
ベトナムプラクティスパートナー,  
東京事務所  
[t.hirosawa@nishimura.com](mailto:t.hirosawa@nishimura.com)



**インド**  
鈴木 多恵子  
インドプラクティスパートナー,  
東京事務所  
[t.suzuki@nishimura.com](mailto:t.suzuki@nishimura.com)



**インド**  
アユシュ・シャルマ  
アソシエイト, ドバイ事務所  
[a.sharma@nishimura.com](mailto:a.sharma@nishimura.com)



**インド(和文監修者)**  
杉谷 真  
アソシエイト, 東京事務所  
[m.sugitani@nishimura.com](mailto:m.sugitani@nishimura.com)

本リーガルアップデートは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法又は現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所又は当事務所のクライアントの見解ではありません。

© Nishimura & Asahi 2023